

由布市住民税均等割のみ課税世帯 給付金（10万円/1世帯）のご案内

班回覧

✳️ 支給対象（下の条件にすべてあてはまる世帯）

- 基準日（令和5年12月1日）時点で由布市に住民登録があること
- 世帯全員が住民税所得割が課税されていないこと
- 世帯の中に少なくとも1人が住民税均等割が課税されていること
- 世帯全員が住民税均等割の課税者から扶養にとられていないこと



✳️ 申請方法

対象世帯には由布市より
確認書を送付しています

要返送

確認書に**必要事項を記入**し、**必要書類を添付して返送**してください。

※確認書には「由布市住民税均等割のみ課税世帯給付金」と
「由布市低所得者の子育て世帯への加算給付金」があわせて記載されて
います。子育て世帯への加算給付金については、裏面をご覧ください。

返送期限：令和6年5月31日(金) ※消印有効

✳️ 支給方法

確認書記載の口座に振り込みます。

由布市が確認書を受理した日から2週間程度時間を要します。

※支給対象となり得る世帯で、以下の世帯は別途申請が必要です※

世帯に未申告の方がいる、もしくは令和5年1月2日以降に
由布市に転入した方がいる世帯

要申請

申請期限：令和6年5月31日(金) ※消印有効



由布市ホームページ
QRコード

【申請書設置場所】

由布市公式ホームページ
由布市役所新館1階 福祉課／挟間、湯布院各振興局地域振興課

お問い合わせ

由布市臨時特別給付金コールセンター

0120-002-430

受付時間 平日 9:00～18:00
土日祝日 9:00～17:00

由布市役所福祉課

097-582-1265

受付時間 平日 8:30～17:00

由布市低所得者の子育て世帯への 加算給付金（5万円/子ども1人）のご案内

班回覧

＊支給対象（下の条件にすべてあてはまる世帯・子ども）

- 基準日（令和5年12月1日）時点で由布市に住民票がある世帯
- 世帯全員が住民税所得割が課税されていない世帯（非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯）
- 世帯全員が住民税均等割の課税者から扶養にとられていない世帯
- 平成17年4月2日以降に生まれている子ども
（子ども1人の世帯や実際に生計を同一にしていない子ども（施設入所等）は除く）

＊申請方法

対象世帯には由布市より
確認書を送付しています

要返送

確認書に**必要事項を記入**し、**必要書類を添付**して返送してください。
※住民税均等割のみ課税世帯は「由布市住民税均等割のみ課税世帯給付金」と
「由布市低所得者の子育て世帯への加算給付金支給」があわせて記載されて
います。 **返送期限：令和6年5月31日(金)** ※消印有効

＊支給方法

確認書に記載の口座に振り込みます。
由布市が確認書を受理した日から2週間程度時間を要します。



＊支給対象となり得る世帯で、以下の場合は別途申請が必要です＊

- 世帯に未申告の方がいる世帯
- 令和5年1月2日以降に由布市に転入した方がいる世帯
- 令和5年12月2日から令和6年5月31日に生まれた子ども
（※基準日から受付期限の間に生まれた子どもについては確認書には記載されていません）

要申請

申請期限：令和6年5月31日(金) ※消印有効



由布市ホームページ
QRコード

【申請書設置場所】

由布市公式ホームページ
由布市役所新館1階 福祉課／挟間、湯布院各振興局地域振興課

お問い合わせ

由布市臨時特別給付金コールセンター

0120-002-430

受付時間 平日 9:00～18:00
土日祝日 9:00～17:00

由布市役所福祉課

097-582-1265

受付時間 平日 8:30～17:00